



令和4年11月24日

帯広開発建設部

災害対策基本法に基づく道路啓開(車両移動)訓練を行います！！

「災害対策基本法の改正(平成26年11月改正)」により、大規模災害時における緊急車両の通行ルート
を迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化が図られています。

帯広開発建設部では、これを踏まえ、大雪等の災害発生時における緊急車両の通行ルートの確保を目的に、関係機関と連携した道路啓開(車両移動)訓練を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

- 開催日時 : 令和4年12月1日(木) 13:30~15:30
- 開催場所 : 帯広開発建設部 足寄道路事務所構内
足寄郡足寄町栄町1丁目43番地(別紙1参照)
- 内 容 : 大雪等の災害を想定した、災害対策基本法に基づく道路啓開(車両移動)訓練
- 参加機関 : 十勝総合振興局、足寄町、本別町、上士幌町、陸別町、陸上自衛隊、
北海道釧路方面本別警察署、とち広域消防局、帯広開発建設部
- そ の 他 : 取材については、事前の申し込みは必要ありません。
取材を希望される方は直接、現地にお越し下さい。13:10から受付を行います。
新型コロナウイルス感染防止対策のためマスク着用をお願いいたします。
天候等により、中止及び参加機関が変更となる場合があります。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部

帯広開発建設部 道路防災推進官 たなか かずや 田中 一也 電話 0155-24-4104

帯広開発建設部 足寄道路事務所長 むらかみ まさる 村上 勝 電話 0156-25-2601

帯広開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/index.html>

公式Twitterアカウント @mlit_hkd_ob



足寄道路事務所 位置図

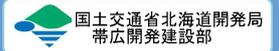


拡大図



災害時の緊急車両通行ルート確保

～災害対策基本法の改正～

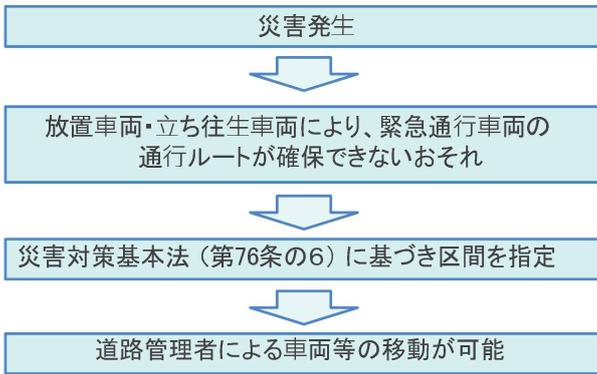


災害対策基本法改正の概要

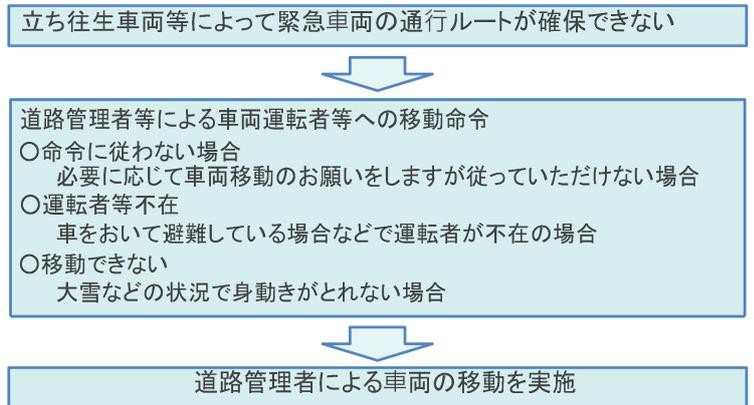
大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

■ 区間指定の流れ



■ 車両移動の流れ



道路利用者の皆様へのお願い

- 暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いいたします。
- 大地震や暴風雪等の災害時に、車両等をおいて避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- なお、緊急車両の通行を確保する必要があるときには、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。



【気象情報や道路情報などはこちらから】

○最新の情報について

緊急時における国道の情報をお知らせ
通行止め情報メール配信サービス
異常気象や災害による、通行止めの実施や解除をメール配信 ※機種によっては登録できない場合があります。 ※別途通信料がかかります。



道路の異常を発見した時は…
24時間受付 道路緊急ダイヤル #9910
(全国共通番号) ※通話料は無料です

北の道ナビ 吹雪の視界情報

吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施
 パソコン▶ <http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>
 スマホ▶ <http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm>

国道・道道の通行規制情報をチェック
北海道地区道路情報
 道路規制情報、道路気象情報、道路画像情報をWebページで確認
 パソコン▶ <https://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/>



立ち往生車両発生状況



登坂不能車による渋滞状況



除雪車による牽引状況